

豊能町空家等対策計画（案） パブリックコメント実施結果

豊能町都市建設部都市計画課

1. 実施概要

期間：令和5年5月1日～令和5年6月2日

閲覧：ホームページ及び豊能町役場・吉川支所・図書館・中央公民館図書室

提出：都市計画課への持参・吉川支所への持参・郵送、電子メール、FAX

2. 提出件数

受付件数： 1件（持参0件、郵送0件、電子メール1件、FAX0件）

意見数： 1件

| No. | 意見内容 | 頁 | 章・節等 | 意見に対する考え方 | 対応 |
|-----|---|-----|---|-------------|------|
| 1 | <p>H30現在8,720戸の住宅があります。その中で空家が970戸（11.12%）確認されています。まちづくり計画の目標人口は、15,000人ですから、今後の人口減少で空き家が増加するのは、目に見えています。町の施策として、積極的に住宅を減らさなければならないと考えます。</p> <p>P15に以下の方針があります。</p> <p>そのため本町における空家対策は、</p> <p>①空家等を経済等活性化の起爆剤となる未利用の資源と捉えた「流通・活用の促進」</p> <p>②周辺住民の生活に深刻な影響を及ぼす空家等に適切に対応する「安全・安心の確保」</p> <p>③地域のまちづくりと一体的に取り組む「地域等との連携」</p> <p>上記の③の具体的な提案をします。</p> <p>(1)空き家を住民のコミュニティとしての場所に転用する。</p> <p>(2)隣接する住宅に空き家ができれば、空き家住宅を撤去して、住居住宅の家庭菜園などとして活用する。</p> <p>2区画を一体化して活用することになります。</p> <p>住居住宅 家庭菜園など</p> <p>(3)隣接する住宅が空き家になったら、家庭菜園付き住宅として販売するようになる。</p> | P15 | <p>8 空家等対策に関する基本方針</p> <p>Ⅱ 行政や住民、地域、事業者、NPO 法人が相互に連携した取り組む</p> | ご意見として賜ります。 | 修正なし |